

## ↳ 業績悪化に伴う給与の減額

**Q** : 当社は利益連動給与を適用していますが、業績が思わしくないので、利益連動給与を一律カットしようと思います。何か問題ありますか？

**A** : 支給額は損金に算入できなくなりますので注意してください。

### 【解説】

利益連動給与は、あらかじめ役員給与の算定方法を定め、その事業年度の利益に関する指標の数値が確定すると、役員給与の額が確定するというもので、算定方法や開示等に係る一定の要件を満たせば、支給額を損金の額に算入することができることになっています。

この利益連動給与は、同族会社では認められていないことから、採用している会社は少ないようですが、経営責任の明確化という観点から導入ニーズが増してきており、今後は増えていくのではないかと思います。

ところで、ご質問のように、利益連動給与の要件を満たしている会社が、その要件にしたがって算定した利益連動給与の金額を業績悪化等の理由から、一律減額するというケースですが、この場合には、あらかじめ定められた算定方法に基づいておらず、要件を満たさないこととなりますので、減額後の支給金額は損金に算入できないこととなりますので注意が必要です。

定期同額給与や事前確定届出給与は、著しい経営状況の悪化等を理由に減額改訂することができますが、利益連動給与はできませんので、間違わないようにしてください。

